

デジタル経済課税枠組み(OECD/G20)の合意に向けた最新動向

—米国案に関わる動向—

Issue 67, May 2021

In brief

2021年4月8日、米国政府は、包摂的枠組メンバー国に対して「デジタル経済課税に係る第1の柱及び第2の柱の青写真(blueprint)」(以下、「青写真(blueprint)」)についての新提案を提示しました。現在、OECDは、この提案の内容を考慮して、2021年7月に開催のG20財務大臣・中央銀行総裁会合までの包摂的枠組での最終合意を目指して最終調整に入っており、7月に向け合意が実現するのか引き続き注視が必要です。このニュースレターでは、米国案と合意にあたってのポイントをご紹介します。

In detail

第1の柱については、米国は、トランプ政権下において、第1の柱を企業の選択制とする「セーフハーバー」提案を行いました。バイデン政権発足後の2021年2月、「セーフハーバー」提案の取下げを表明し、新政権によるデジタル経済課税の合意に向けた積極的な取り組みが期待されていました。そして、2021年4月8日、米国政府は、包摂的枠組メンバー国に対して「デジタル経済課税に係る第1の柱及び第2の柱の青写真(blueprint)」(以下、「青写真(blueprint)」)についての新提案を提示しました。

GAFに代表されるIT企業を多く抱える米国の新提案は、Automated Digital Services (ADS)やConsumer-facing Business (CFB)といった業種やビジネスモデルに関係なく大規模かつ収益性の高い多国籍企業グループを対象とし、執行上管理可能な企業数(約100社)に限定するという内容になっています。これにより、対象範囲の主観性が排除され、執行可能性が高まるとともに、制度の簡素化にも資するものとされています。

第1の柱の青写真(blueprint)については、2021年1月に開催されたパブリックコンサルテーションにおいて、制度設計が複雑になっており如何に簡素化を図っていくかが今後の課題であるとの認識が示され、パスカル・サンタマン OECD 租税政策・税務行政センター(CTPA)局長も今回の米国案を評価・歓迎しており、今後の合意へ向けた各国間の議論が促進されることが期待されます。

また、第2の柱については、米国は、既にトランプ政権下の2017年においてGILTI(グローバル無形資産低課税所得)やBEAT(税源浸食濫用防止税)等の軽課税国への利益移転対抗措置であるミニマムタックス税制を導入し、これらの米国国内税制と第2の柱の下でのGloBE(Global Anti-Base Erosion)ルールとの共存が課題となっていました。

¹ 出典: 日本経済新聞電子版

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA094YB0Z00C21A4000000>

今回の米国提案においては、GILTIについて税率の 10.5%から 21%への引き上げ及びグローバルベースから国別の国外所得の計算方式への変更、並びに BEAT を廃止して第2の柱の UTPR(軽課税支払ルール)に整合的な制度の導入の提案など、GloBE ルールに適合させる姿勢を示しています。また、第 2 の柱の最低税率に関しても米国は、21%ではなく 15%とする譲歩案を示しています。

仮に第 1 の柱の対象範囲が米国案どおりに限定されるのであれば、その対象になる日本企業は相当程度限定される可能性があります。一方、第 2 の柱に関しては、法人税率引き下げ競争の終結に向け大きな前進となるものの、海外で優遇税制を享受している日本企業への影響や既存の外国子会社合算税制を考慮した制度設計などが今後検討課題になる可能性があります。

バイデン政権は、法人税率引き下げに関する「底辺への競争」に終止符を打つべきとの表明を行い法人税の最低税率の導入を提唱しており、各国間の公平な競争条件(Level playing field)の確保を目指しています。こうしたデジタル課税の新たな枠組みが各国独自のデジタル課税の仕組みの導入に一定の歯止めをかけられるかという点も注意すべきポイントです。今年 7 月の合意に向け、この包摂的枠組の議論についてどのように進展が図られるかが注目されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
高野 公人

顧問
岡田 至康

パートナー
白土 晴久

ディレクター
城地 徳政

ディレクター
浅川 和仁

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.